報 号 外 毎週 (金曜日)

岐 阜

県

公

道 路維持課)

\_;

道路の供用開始

告

示

目

次

号 外

(--)

和 四

令 年十二月二十六日

示

告

岐阜県告示第四百六十三号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。 なお、その関係図面は、令和四年十二月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維

持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十六日

類の道 種路

路

線

名

X

閰

ル (延 ) メ ト長

の 期

日

ほ示変決 (備 か年更定区 ) 月の又域 日告はの考

供用開始

県道

瑞大

浪西 線

五〇番一地先まで同一市同一町字鳥屋ヶ谷一九

四八0.0

₽**令** 二**和** 三 三 三

**示平 ▽ 成** 

岐阜県知事 古 田

発行 ( 休日に当たる )

令和四年十二月二十六日